

健康保険被保険者証又は国民健康保険被保険者証の写しの提出について

山口県土木建築部監理課

「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」により、保険者番号及び被保険者等記号・番号について、個人情報保護の観点から、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外以外で、保険者番号、被保険者等記号・番号の告知を要求することを制限する「告知要求制限」の規定が設けられました。

については、令和2年10月以降、建設業許可申請等で健康保険被保険者証又は国民健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施して下さい（例を参照）。また、協会けんぽ以外の健康保険証についても、同様にマスキングを施して下さい。

（例：協会けんぽ）

健康保険 被保険者証		本人(被保険者)	00000
		平成〇〇年〇〇月〇〇日交付	
	記号	番号	
氏名	キウカイ 知ウ 協会 太郎		
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	性別	男
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
事業所名称	〇〇〇〇 株式会社		
保険者番号			
保険者名称	〇〇〇〇協会 〇〇支部		
保険者所在地	〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇-〇		
			印

健康保険証の写しは、写しの保険者番号、被保険者等記号・番号にマスキングを施して下さい。